

令和2年1月21日策定  
令和2年5月12日一部改正  
令和2年5月20日一部改正  
令和2年5月26日一部改正  
(赤字は一部改正部分)

## 農業遺産の募集に係るQ & A

### 1. 全般

- 問1-1 農業遺産制度とは何か。
- 問1-2 世界農業遺産と日本農業遺産の違いは何か。
- 問1-3 世界農業遺産は、日本農業遺産の上位に当たる位置づけなのか。
- 問1-4 日本農業遺産は、なぜ世界農業遺産とは別に設けられたのか。
- 問1-5 日本農業遺産の認定基準は、世界農業遺産の基準に「日本独自の基準」が加わっており、認定基準の項目が世界農業遺産より多くなっているが、世界農業遺産より日本農業遺産の方が制度として優れているということか。
- 問1-6 世界農業遺産への認定申請の承認及び日本農業遺産の認定に当たり、審査は誰が行うのか。
- 問1-7 現在、世界農業遺産と日本農業遺産はそれぞれ何件認定されているのか。
- 問1-8 現在、FAOに世界農業遺産の認定申請を行っている地域はあるのか。
- 問1-9 両制度への申請を行った地域が、日本農業遺産の認定を受け、世界農業遺産への認定申請が承認されないことはあるのか。

### 2. 各種事業制度との関連及び効果等

- 問2-1 世界遺産と世界農業遺産の違いは何か。
- 問2-2 認定を受けた場合、どのような効果が期待されるのか。

### 3. 要領関係

- 問3-1 世界農業遺産又は日本農業遺産の一方のみを申請できるのか。
- 問3-2 世界農業遺産の承認申請を行おうとする場合、その前に日本農業遺産の認定を受けておく必要はあるか。
- 問3-3 世界農業遺産の認定を受けている地域が日本農業遺産の申請を行うことは可能か。
- 問3-4 世界農業遺産の認定申請に係る承認を受けた地域は、必ず日本農業遺産に認定されるのか。
- 問3-5 農業遺産の対象は、伝統的な農林水産業を営む地域とあるが、林業や水産業も認定

されるのか。

問3-6 農林水産業システムとは何か。

問3-7 変化に対するレジリエンスとはどのようなものか。

問3-8 要領第4「承認又は認定の取消」において、農林水産大臣が世界農業遺産の認定申請に係る承認又は日本農業遺産への認定を取り消すことができるとあるが、世界農業遺産についてはFAOによる認定であり、農林水産大臣が認定を取り消すことはできないのではないか。

問3-9 世界農業遺産認定地域が日本農業遺産への認定申請を行う場合又は日本農業遺産認定地域が世界農業遺産への認定申請の承認を申請する場合、活動状況等の評価を行う時期はいつか。

問3-9 (更問) 申請に当たって、これまでの活動状況等について追加で資料を提出する必要があるか。

問3-10 認定されるとどのような活動が必要となるか。

#### 4. 募集関係

問4-1 世界農業遺産の認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定に向けたスケジュール、承認及び認定の目標数いかに。

問4-2 どのような手続きで審査を行っていくのか。

問4-3 世界農業遺産への認定申請に係る承認を受けた後のスケジュールや手続きはどのようなになるのか。

問4-4 何件程度認定又は承認するのか。

問4-5 募集結果や審査結果をその都度公表するのか。

#### 5. 申請書類の書き方等

問5-1 応募要領第2の1(9)の学術機関等からの意見書について、記載方法いかに。

問5-2 別紙1の5の申請地域の考え方いかに。

問5-3 申請内容について、既認定の内容から変更してもよいか。

問5-4 別紙様式第1号別添3及び4の様式が追加された理由いかに。

問5-5 世界農業遺産認定地域が日本農業遺産への認定申請を行う場合又は日本農業遺産認定地域が世界農業遺産の認定申請の承認を申請する場合、申請書及び保全計画は日本農業遺産独自の基準を含む8つの基準ごとに項目立てして記載する必要があるか。

問5-6 新型コロナウイルス感染拡大防止の取組に伴う公印等の取扱いいかに。

(令和2年5月20日追記)

問5-7 FAOによる世界農業遺産申請書類の作成方法に係るガイドラインが示されたが、国内審査においてもガイドラインの内容が適用されるのか。(令和2年5月26日追記)

## 1. 全般

### 問 1-1 農業遺産制度とは何か。

(答)

- 1 農業遺産制度とは、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ（※1）及びシースケープ（※2）、農業生物多様性（※3）などが相互に関連して一体となった、将来に受け継がれるべき重要な農林水産業システムを「農業遺産」として認定する制度である。

※1 ランドスケープ：土地の上に農林水産業の営みを展開し、それが呈する一つの地域的まとまり

※2 シースケープ：里海であり、沿岸海域で行われる漁業や養殖業等によって形成されるもの

※3 農業生物多様性：食料及び農業と関わりのある生物多様性及び遺伝資源が豊富であること

- 2 農業遺産には、国連食糧農業機関（FAO）が認定する世界農業遺産と農林水産大臣が認定する日本農業遺産がある。

### 問 1-2 世界農業遺産と日本農業遺産の違いをかん。

(答)

- 1 世界農業遺産は、

- (1) 世界において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を、
- (2) 国連食糧農業機関（FAO）が定める基準に基づき、
- (3) FAO に設置された世界農業遺産科学助言グループ（SAG）が審査・評価し、
- (4) FAO が認定するものである。

（ただし、FAO への申請にあたっては、農林水産省に設置された世界農業遺産等専門家会議による承認が必要）

- 2 日本農業遺産は、

- (1) 我が国において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を、
- (2) FAO の認定基準に準拠しつつ、日本独自に定めた認定基準（i 変化に対するレジリ

- エンス、ii 多様な主体の参画、iii 6次産業化の推進)に基づき、  
(3) 農林水産省に設置された世界農業遺産等専門家会議が審査・評価し、  
(4) 農林水産大臣が認定するものである。

3 両制度ともに、重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を認定しその価値を評価することで、地域の自信や誇りを醸成し、地域振興につなげることを目的としている。いずれも、世界農業遺産等専門家会議の審査を経た上で、認定又はFAOへの申請がなされる仕組みとなっており、両制度の特徴を踏まえた選定がなされる。

**問1-3 世界農業遺産は、日本農業遺産の上位に当たる位置づけなのか。**

(答)

世界農業遺産と日本農業遺産とはそれぞれ独立したものであり、両者の間に上下関係はない。

**問1-4 日本農業遺産は、なぜ世界農業遺産とは別に設けられたのか。**

(答)

- 1 世界農業遺産は、当初は、開発途上国を対象として推進された事業であったため、認定基準は開発途上国の現状を重視したものとなっている。先進国である日本にはFAOの認定基準では評価しきれない、我が国として評価すべき点を備えた次世代に継承すべき伝統的な農林水産業を営む地域が存在することから、我が国としての問題意識とそれに基づく認定が必要であり、平成28年に日本農業遺産を創設した。
- 2 地域の自信や誇りを醸成し、地域を活性化させる効果は、日本農業遺産においても、世界農業遺産と同様に期待できると考えているところ。

**問1-5 日本農業遺産の認定基準は世界農業遺産の基準に「日本独自の基準」が加わっており、認定基準の項目が世界農業遺産より多くなっているが、世界農業遺産より日本農業遺産の方が制度として優れているということか。**

(答)

- 1 日本農業遺産は、国連食糧農業機関（FAO）が定める5つの認定基準に加え、FAOの認定基準では評価しきれない、我が国として評価すべき点について日本独自の3つの認定基準を追加している。
- 2 審査はそれぞれの認定基準に基づき実施するため、両制度に優劣はない。

**問1-6 世界農業遺産への認定申請の承認及び日本農業遺産の認定に当たり、審査は誰が行うのか。**

（答）

- 1 世界農業遺産への認定申請の承認及び日本農業遺産の認定に係る審査は、農林水産大臣が設置した世界農業遺産等専門家会議において行うこととしている。
- 2 当該会議の審査結果を踏まえ、農林水産大臣が世界農業遺産への認定申請の承認及び日本農業遺産の認定を行っている。

**問1-7 現在、世界農業遺産と日本農業遺産は、それぞれ何件認定されているのか。**

（答）

- 1 令和2年1月1日現在、世界農業遺産には21か国58地域が認定されており、国内では世界農業遺産が11地域認定されている。また、日本農業遺産には15地域が認定されている。

**問1-8 現在、FAOに世界農業遺産の認定申請を行っている地域はあるのか。**

（答）

平成31年2月に世界農業遺産への認定申請が承認された3地域（山梨県峡東地域、滋賀県琵琶湖地域及び兵庫県兵庫美方地域）について、令和元年10月にFAOへ世界農業遺産への認定申請を行っている。

**問 1-9 両制度への申請を行った地域が、日本農業遺産の認定を受け、世界農業遺産への認定申請が承認されないことはあるのか。**

(答)

- 1 世界農業遺産への認定申請の承認と日本農業遺産の認定に係る審査は、それぞれの認定基準に基づいて行われる。
- 2 このため、審査の結果、日本農業遺産の認定を受けたとしても、世界農業遺産への申請の承認が付与されない場合はある。

## **2. 他制度との関連及び効果等**

**問 2-1 世界遺産と世界農業遺産の違いは何か。**

(答)

世界遺産は、ユネスコ（国連教育科学文化機関）が認定しており、建築物や自然など、有形の不動産が認定の対象であるのに対し（文化庁 HP 参照）、世界農業遺産は、FAO（国連食糧農業機関）が認定しており、伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった無形の農林水産業システムを対象としている。

**問 2-2 認定を受けた場合、どのような効果が期待されるのか。**

(答)

- 1 農業遺産制度は、重要かつ伝統的な農林水産業システムを認定する制度であり、その維持と継承を図るものである。農業遺産に認定された地域は、地域の自信と誇りを醸成するとともに、認定を活用した農林水産物のブランド化や観光客の誘致、企業との連携などを通じて地域振興につなげる効果が期待できると考えている。
- 2 また、農業遺産に認定された地域は、申請時に提出した5年間の保全計画に基づいて活動を行い、保全計画の活動期間の最終年度又は最終年度の前年度に世界農業遺産等専門家会議からの助言を受けて、地域の活動を見直す（改良を図る）ことで、農林水産業システムの維持と継承が図られることが期待できると考えている。

### 3. 要領関係

**問3-1 世界農業遺産又は日本農業遺産の一方のみを申請できるのか。**

(答)

世界農業遺産への認定申請の承認と日本農業遺産への認定は相当部分で認定基準が共通であることから、申請については、世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定の両方への同時申請を基本とするが、どちらか一方のみを選択することも可能としている。

**問3-2 世界農業遺産の承認申請を行おうとする場合、その前に日本農業遺産の認定を受けておく必要はあるか。**

(答)

日本農業遺産の認定は、世界農業遺産の認定申請に係る承認の要件とはなっておらず、日本農業遺産の認定を受けていない地域であっても世界農業遺産の承認申請を行うことができる。

**問3-3 世界農業遺産の認定を受けている地域が日本農業遺産の申請を行うことは可能か。**

(答)

可能である。

**問3-4 世界農業遺産の認定申請に係る承認を受けた地域は、必ず日本農業遺産に認定されるのか。**

(答)

- 1 世界農業遺産への認定申請の承認と日本農業遺産の認定は、それぞれの認定基準に基づき評価される。したがって、世界農業遺産の認定申請に係る承認を受けたとしても、日本農業遺産には認定されない場合もありえる。

- 2 なお、日本農業遺産が創設された平成 28 年以降に世界農業遺産への認定申請の承認が付与された地域は、日本農業遺産にも認定されている状況にある。

**問 3-5 農業遺産の対象は、伝統的な農林水産業を営む地域とあるが、林業や水産業も認定されるのか。**

(答)

- 1 世界農業遺産及び日本農業遺産は林業や水産業も認定の対象である。
- 2 ただし、水産業については、認定基準の「シースケープの特徴」を満たすことが必要となる。具体的には、申請する農林水産業システムの核となる地域の伝統的な知識システムとシースケープとの関連についても説明が必要となる。

**問 3-6 農林水産業システムとは何か。**

(答)

本制度の対象となる農林水産業システムとは、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある農林水産業並びにそれに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった伝統的な農林水産業を営む地域であり、世界及び日本における重要性並びに歴史的及び現代的な重要性を有するもの。(要領第 2 の 1 より)

**問 3-7 変化に対するレジリエンスとはどのようなものか。**

(答)

変化に対するレジリエンスを有するとは、災害等が生じても影響が小さく速やかに回復できる機能を持ち合わせているということである。



**問 3-8 要領第 4 「承認又は認定の取消」において、農林水産大臣が世界農業遺産の認定申請に係る承認又は日本農業遺産への認定を取り消すことができる」とあるが、世界農業遺産については F A O による認定であり、農林水産大臣が認定を取り消すことはできないのではないか。**

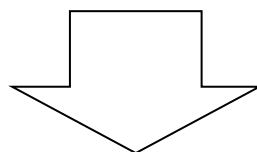
(答)

- 1 要領では、農林水産大臣が、「申請内容と著しい齟齬が認められる場合」、又は「第 3 の 3 の改善措置を求めたにもかかわらず改善が認められない場合」のいずれかに該当する事案を把握した場合には、事実関係を確認した上で、世界農業遺産への認定申請に係る承認又は日本農業遺産への認定を取り消すことができるとしている。
- 2 このため、世界農業遺産に関しては、認定の取り消しではなく世界農業遺産への認定申請に係る承認の取り消しとなる。

**問 3-9 世界農業遺産認定地域が日本農業遺産への認定申請を行う場合又は日本農業遺産認定地域が世界農業遺産への認定申請の承認を申請する場合、活動状況等の評価を行う時期はいつか。**

(答)

- 1 既に世界農業遺産に認定されている地域が新たに日本農業遺産に認定された場合又は既に日本農業遺産に認定されている地域が新たに世界農業遺産に認定された場合の活動状況等の報告及び評価の時期は、どちらの場合も FAO へ提出した世界農業遺産の保全計画の計画期間に合わせて行うこととする。
- 2 ただし、世界農業遺産等専門家会議が必要と認めた場合は、中間年であっても活動状況等の評価を行うことがある。



問3-9（更問）申請に当たって、これまでの活動状況等について追加で資料を提出する必要はあるか。

（答）

- 1 当初保全計画に係る活動状況等に関する資料は不要である。
- 2 ただし、現地調査や第2次審査（プレゼンテーション）の際に、世界農業遺産等専門家会議委員から質問を受けたり、追加資料を求められる場合には対応が必要である。

問3-10 認定されるとどのような活動が必要となるか。

（答）

自らが定めた保全計画に従い、認定を受けた農業遺産の維持・保全を行う必要がある。農業遺産の認定地域においては、動的保全（農林水産業システムを保全しつつ、農林水産業システムの活用により地域の活性化を図ること）による維持・保全を行うこととされている。

#### 4. 募集関係

問4-1 世界農業遺産の認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定に向けたスケジュール、承認及び認定の目標数いかに。

（答）

- 1 今般の認定等に係る募集は、令和2年1月21日（火）から7月29日（水）まで実施する。その後、省内に設置した世界農業遺産等専門家会議の審査を経て、令和2年度末までに農林水産大臣からの認定等を行う予定。
- 2 承認及び認定の目標数は設定していないが、全国各地の多くの地域で、本制度の積極的な取組がなされることを期待している。

問4-2 どのような手続きで審査を行っていくのか。

(答)

- 1 募集締め切り後、世界農業遺産等専門家会議による一次審査（書類審査）を行い、令和2年9月頃、一次審査結果を地域に通知。
- 2 一次審査を通過した地域については、令和2年10月から12月に世界農業遺産等専門家会議委員による現地調査を実施。
- 3 その後、令和3年1月頃、農林水産省において世界農業遺産等専門家会議を開催。同会議において、地域からのプレゼンテーションによる二次審査を実施の上、世界農業遺産等専門家会議としての評価をとりまとめ。
- 4 二次審査の評価の結果を踏まえ、農林水産大臣が承認と認定を行う地域を決定し、令和3年2月頃に最終結果を公表予定。

※ 時期については現時点の予定であり、諸般の事情により変更になる可能性がある。

問4-3 世界農業遺産への認定申請に係る承認を受けた後のスケジュールや手続きはどのようなになるのか。

(答)

- 1 承認を付与された地域は、国内審査での審査結果を受け、必要に応じて申請書を修正、世界農業遺産等専門家会議の了承が得られた後に英訳を行い、農林水産省を通じてFAOへ申請を行う。
- 2 FAOでの審査は、世界農業遺産科学助言グループ（以下、「SAG」という。）での審査の後、SAG委員による現地調査が行われ、再度SAGでの審査によって認定の可否が決定される。
- 3 FAOにおける審査について、具体的なスケジュールは示されていないが、FAOは申請書の受領から1年以内を目処に結論を出すとしている。

**問 4-4 何件程度認定又は承認するのか。**

(答)

- 1 世界農業遺産の認定申請に係る承認と日本農業遺産の認定のいずれにおいても、目標数は設定していない。
- 2 世界農業遺産等専門家会議において認定基準に沿って厳格に評価いただき、農業遺産としての価値があるものを選定したいと考えている。

**問 4-5 募集結果や審査結果をその都度公表するのか。**

(答)

- 1 申請のあった地域名については、報道機関へのお知らせは行う予定としているが、プレスリリースや農林水産省 HP で一覧を公表する予定はない。ただし、報道機関へのお知らせを希望しない地域については、申請時に農政局にその旨を連絡いただきたい。
- 2 一次審査の結果については、審査を通過した地域の一覧を報道機関へお知らせする予定としているが、プレスリリースや農林水産省 HP で一覧を公表する予定はない。
- 3 二次審査の結果については、認定及び承認を行う地域の一覧をプレスリリースするとともに、農林水産省 HP で公表する予定。
- 4 ただし、申請書を提出した事実や審査結果について、申請地域が報道発表等を行うことは差し支えない。

**5. 申請書類の書き方等**

**問 5-1 応募要領第 2 の 1 (9) の学術機関等からの意見書について、記載方法いかに。**

(答)

- 1 学術機関等からの意見書については、申請書に記載された内容の学術的な裏付けを示すものとして添付いただくこととしている。

2 なお、認定基準第1の2の(3)「地域の伝統的な知識システム」に関する学術機関等からの意見書については、必ず添付が必要である。これは、申請する農林水産業システムの核となる地域の伝統的な農林水産業が、認定基準に合致するものか否かを世界農業遺産等専門家会議に判断いただく必要があるためである。このため、意見書には当該申請の核となる地域の伝統的な知識システムが、重要かつ独自性を有する伝統的な農林水産業と考えられる理由等について記載いただくことが望ましい。

3 意見書の様式は任意であるが、公印又は私印を押印したものを提出すること。

4 なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の取組状況に鑑み、学術機関等による押印に困難が生じる場合は、押印を省略した申請書類とすることを可とする。その場合は、申請の際に理由書等を提出頂き、後日押印を付した書類を令和2年8月20日(木)までに追加提出(必着)いただくことになる。様式等については、お近くの農政局等に御相談いただきたい。(令和2年5月20日追記)

問5-2 別紙1の5の申請地域の考え方いかん。

(答)

申請地域は、市町村単位とするのではなく、作物栽培地域、用水路、稀少生物の生息地域、放牧地域、植林活動を行っている森林等、農林水産業システムに関連する地域を繋げたものとし、申請面積は、該当部分の合計面積(推定可)とされたい。また、申請する農林水産業システムの範囲が特定できるように地図上に図示したものを添付していただきたい。

問5-3 申請内容について、既認定の内容から変更してもよいか。

(答)

1 既に日本農業遺産又は世界農業遺産に認定されている地域が、もう一方の農業遺産の申請を行う地域については、既認定の農業遺産システムとの違い及びその理由について、別紙様式第1号別添3又は4に記載いただきたい。

2 なお、これまで認定に至らなかった地域が再度申請する場合、新しい申請として取り扱

うため、別紙様式第1号別添3又は4の作成は不要である。

**問5-4 別紙様式第1号別添3及び4の様式が追加された理由いかな。**

(答)

当該様式は、世界農業遺産等専門家会議において委員が円滑に審査を行えるよう参考資料として今般新たに作成いただくこととした。

**問5-5 世界農業遺産認定地域が日本農業遺産への認定申請を行う場合又は日本農業遺産認定地域が世界農業遺産の認定申請の承認を申請する場合、申請書及び保全計画は、日本農業遺産独自の基準を含む8つの基準ごとに項目立てして記載する必要があるか。**

(答)

- 1 既に世界農業遺産に認定されている地域が日本農業遺産への認定申請を行う場合、申請書及び保全計画は、日本農業遺産独自の基準を含む8つの基準ごとに項目立てして記載いただきたい。なお、世界農業遺産の申請内容と異なる事項については、見直した内容及びその理由を別紙様式第1号別添3に記載いただきたい。
- 2 また、既に日本農業遺産に認定されている地域が世界農業遺産への認定申請に係る承認を申請する場合、申請書及び保全計画は、日本農業遺産独自の3つの基準を世界農業遺産の5つの基準に包含して記載し、世界農業遺産の5つの基準ごとに項目立てて記載いただきたい。なお、日本農業遺産の申請内容と異なる事項については、見直した内容及びその理由を別紙様式第1号別添4に記載いただきたい。

**問5-6 新型コロナウイルス感染拡大防止の取組に伴う公印等の取扱いいかな。**

**(令和2年5月20日追記)**

(答)

- 1 **新型コロナウイルス感染拡大防止の取組状況に鑑み、申請地域内の公印作成や学術機関等による押印に困難が生じる場合は、以下の申請書類について、押印を省略した申請書類**

とすることを可とする。その場合は、申請の際に理由書等を提出頂き、後日押印を付した書類を令和2年8月20日（木）までに追加提出（必着）いただくことになる。様式等については、お近くの農政局等に御相談いただきたい。

- ・ 応募申請書（別紙様式第1号）
- ・ 都道府県の意見書（任意様式）
- ・ 学術機関等の意見書（任意様式）

問5-7 FAOによる世界農業遺産申請書類の作成方法に係るガイドラインが示されたが、国内審査においてもガイドラインの内容が適用されるのか。  
(令和2年5月26日追記)

(答)

1 令和2年4月にFAOのホームページに「Guidelines for making a GIAHS Proposal document（以下、「ガイドライン」という。）」が掲載されたところ。

現在、農林水産省において募集を行っている「令和2年度世界農業遺産への認定申請に係る承認及び日本農業遺産の認定」の審査については、令和2年1月21日に公表している基準や評価の視点に沿って行う。

2 ただし、今回の募集に係る審査の結果、世界農業遺産の申請に係る承認が付与された地域については、承認を受けた後、改めてFAOに対し認定申請を行うこととなるので、FAOへの認定申請までにガイドラインに沿った申請書類を御用意いただくこととなる。

(参考：<http://www.fao.org/3/ca8465en/ca8465en.pdf>)